

介護保険だより

平成30年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成30年4月以降は I SDN 請求ができなくなります

これまで、伝送請求の場合には、請求に使用する回線（I SDNまたはインターネット）を選択することができましたが、平成30年4月以降は I SDN回線を使用しでの請求ができなくなります。

そのため、現在、I SDN回線を使用して請求を行っている場合には、4月請求までに他の請求方法に変更していただく必要がありますので、本会ホームページに掲載してあります「介護給付費等の請求及び受領に関する届」に必要事項をご記入の上、本会へご提出ください。

なお、インターネット請求の場合、請求に対応したソフトをご用意いただくとともに、本会が発行するユーザID等が必要となりますが、ID等の発行処理に一定期間を要することから、平成30年3月12日までに届の提出をお願いいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会

文字サイズ 小 中 大 背景色の変更 白 黒 通常

検索

[アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#)

一般の皆様へ 保険医療機関 保険薬局等の皆様へ 柔道整復施術所の皆様へ 介護保険事業所の皆様へ 障害福祉事業所の皆様へ 特定健康診査等実施機関の皆様へ 保険者の皆様へ

1 請求締切年月日・支払予定年月日
2 請求明細書ひな型
3 請求及び受領に関する届
4 請求関係資料
5 各種帳票のみかた
6 同月連続処理の方法
7 審査情報提供システム
8 サービスコード一覧
9 エラーコード一覧
10 インターフェース
11 伝送請求データの確認方法と取消方法
12 介護保険だより
13 各種依頼書等
14 インターネット請求について
15 介護電子媒体化ソフトについて
16 福祉用具貸与請求時に係る注意事項

現在の位置： [ホーム](#) > [介護保険事業所の皆様へ](#) > 3 請求及び受領に関する届

3 請求及び受領に関する届

介護給付費の請求及び受領に関する届

- 請求及び受領に関する届 (PDF)
- 請求及び受領に関する届 (Excel)
- 記載方法 (PDF)
- 請求及び受領に関する届 (記載例) (PDF)

委任状

- 委任状 (PDF)
- 委任状 (Word)
- 上記の記載方法 (PDF)

《 本会ホームページ 》

ホーム > 介護保険事業所の皆様へ > 3 請求及び受領に関する届

インターネット請求について

1 伝送ソフトについて

インターネット請求を行うためには、専用の伝送ソフトが必要となりますので、お使いのソフトがインターネット請求に対応しているか、ご確認ください。

2 電子証明書について

(1) 概要

インターネット請求では、その請求が真に名義人によってなされたものであるか確認するため、予め電子証明書を取得（伝送に使用するパソコンインストール）する必要があります。

(2) 有効期間

ア 新規発行の場合・・・発行日から3年間

イ 継続発行の場合・・・現在使用中の証明書の有効期間が切れた翌日から3年間

※ 継続発行の場合、有効期間が切れる3か月前から申請可能

(3) 電子証明書発行手数料

1通あたり 13,200円

※ 発行手数料は、有効期間が開始となる月の請求額（翌月の支払額）から差し引かせていただきます。

(4) 証明書発行用パスワード

電子証明書の取得には、予め本会が発行した証明書発行用パスワードが必要で、電子証明書の発行申請時に使用したパスワードがないとパソコンインストールすることができません。

そのため、発行申請時に使用したパスワードを紛失してしまった場合には、もう一度電子証明書の発行申請が必要となりますので（この場合、再度発行手数料が発生します）、証明書発行用パスワードは大切に保管してください。

3 介護電子請求ヘルプデスクについて

インターネット請求に関する問い合わせ先として、「介護電子請求ヘルプデスク」が開設されています。電子請求受付システムの導入や操作方法等、不明な点は下記にお問い合わせください。

《介護電子請求ヘルプデスク》

電話：0570-059-402 FAX：0570-059-422

E-mail：mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

《受付時間》

①請求期間（毎月1日～10日）※日曜、祝日を除く

平日 10：00～19：00 土曜日 10：00～17：00

②請求期間以外（毎月11日～月末）※土・日曜、祝日を除く

平日 10：00～17：00

窓口での請求データ受付について

これまで、請求データを収めた電子媒体を直接本会窓口にご持参された場合には、その場でシステムへの取込みを行い、正常に受け付けられるまでお待ちいただいておりますが、平成30年2月から原則として、電子媒体の受領（枚数確認）のみとさせていただきます。

そのため、エラー等により請求データが正常に受け付けられなかった場合には、電話連絡をいたしますので、改めて電子媒体の提出をお願いいたします。

なお、12時から13時までは受付時間外となり担当者が不在となりますので、本会窓口にご持参される場合には、8時30分から12時まで、または13時から17時15分までをお願いいたします。

請求もれにご注意ください

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と規定されております。

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求もれがないよう十分ご注意ください。

また、伝送事業所において、送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果の確認を行ってください。

なお、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができますのでご活用ください。

《電子請求受付システムの総合窓口》

<http://www.e-seikyuu.jp/>

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会